食品安全委員会(第820回会合)議事概要

日 時:令和3年6月15日(火) 14:00~14:40

場 所:食品安全委員会大会議室 出 席 者:佐藤委員長外6名出席 動画配信:行政1名、一般5名

(1)食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を 行うことが明らかに必要でないときについて

→農林水産省から説明

本件については、飼料添加物の品質を確保することを目的に定められているものであり、今後適用される試験法についても従前と同等の運用がなされ、規格基準の遵守に係る担保措置に変更はないことから、本改正によって人の健康に影響を及ぼすものではなく、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関に通知することとなった。

- (2) 農薬第五専門調査会における審議結果について
 - ・「メトミノストロビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募 集について
 - →担当の吉田 (緑) 委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「オキサチアピプロリン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ベンチアバリカルブイソプロピル」に係る食品健康影響評価 について
 - ・農薬及び動物用医薬品「スピノサド」に係る食品健康影響評価について
 - →担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「オキサチアピプロリンの許容一日摂取量(ADI)を3.4 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「ピリベンカルブの許容一日摂取量(ADI)を0.039 mg/kg体重/日、 急性参照用量(ARfD)を1.1 mg/kg体重と設定する。」

「ベンチアバリカルブイソプロピルの許容一日摂取量(ADI)を0.069mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「スピノサドの許容一日摂取量(ADI)を0.024 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「プラジクアンテルを有効成分とするくろまぐろを含むすずき目魚類用飼料添加剤(水産用ベネサール、ハダクリーン)」 に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「プラジクアンテル」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「『プラジクアンテルを有効成分とするくろまぐろを含むすずき目 魚類用飼料添加剤(水産用ベネサール、ハダクリーン)』については、 本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康 に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

「プラジクアンテルの許容一日摂取量(ADI)を0.30mg/kg体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。